

たつの市行政改革推進実施計画

たつの市

平成 29 年 4 月

はじめに

平成17年10月1日に龍野市・新宮町・揖保川町・御津町が合併し、たつの市政が誕生しました。平成27年には市制10周年を迎え、「住みたくなるまち 住み続けたいまち たつの」の実現に向け、これまでの「調和の10年」から「挑戦の10年」へと新たなステージに転換しています。

また、たつの市では、平成18年に策定（平成22年に見直し編策定）した行政改革の基本的な方針を示した行政改革大綱に基づき、具体的に取り組むべき課題を実施計画により見直しを図り、社会環境が大きく変わる中においても健全な行政運営を推進してきました。

しかしながら、昨今、地域におけるさまざまな社会的課題に加え、少子高齢化の進行も含めた社会経済情勢を背景に、市民ニーズは多様化・高度化しています。市の財政は非常に厳しく、市税等の増収は期待できないため、国・県の財源に頼らざるを得ない状況です。地方交付税においても合併特例期間（合併算定替）が段階的移行により終了し、平成33年度からは一本算定となり減収が見込まれるなか、行政サービスの質の向上と将来にわたり持続可能で健全な行財政運営のための財政基盤の確立が求められています。

このような状況においても、限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を効率的・効果的に活用し、市民満足度の向上、地域の活性化による「住み続けたい、住んでよかった」と実感できる「ふるさとたつの」であり続けるために、経費削減の行財政改革だけではない施策展開による自治体経営に取り組む必要があります。

そこで、従来は「行政改革大綱」を「総合計画」とは別に策定・運用していましたが、施策推進と行政改革の双方の整合性を図り、併せて着実な自治体経営を推進するため、第2次たつの市総合計画の基本計画で掲げる施策として位置づけ、一体的な運用を図ることとしました。

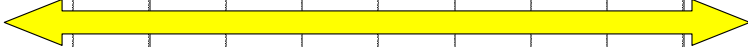
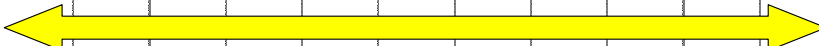
本計画の策定においては、第2次たつの市総合計画で掲げるまちの将来像『みんなで創る 快適実感都市「たつの」』の実現を目指し、前計画のまちづくり改革プラン実施計画の67の具体的取組項目から、より着実かつ集中的に取り組み、継続すべき項目に見直した実施計画とすることで、不断の行政改革を推進するものとします。

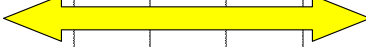
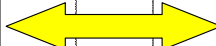
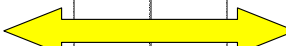
これまでの取組

平成18年に策定（平成22年に見直し編策定）した本市における行政改革の基本的な方針を示した行政改革大綱を推進するため、平成28年度までに「たつの市行政改革実施計画（集中改革プラン）」（平成18年策定）、「行政改革加速アクションプログラム」（平成20年策定）、「行政改革・実施計画（加速アクションプログラム）見直し編」（平成22年策定）、「まちづくり改革プラン実施計画」（平成24年策定）と具体的に取り組むべき課題を実施計画により見直してきました。

その間、経費削減を主とした行政改革から脱却し、自立、市民との協働・参画・連携をするべく「たつの市版行政改革－自立のまちづくり」の実現に向け取り組んできました。

行政改革大綱・実施計画の変遷

		策定年月	計画期間										
			H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
行政改革大綱	たつの市行政改革大綱	H18.11											
	まちづくり改革プラン （行政改革大綱見直し編）	H22.10											

		策定年月	計画期間										
			H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
実施計画	たつの市行政改革実施計画 （集中改革プラン）	H18.11											
	行政改革 加速アクションプログラム	H20.11											
	行政改革・実施計画 （加速アクションプログラム） 見直し編	H22.10											
	まちづくり改革プラン実施計画 （平成25～28年度）	H24.11											

《主な行政改革の取組経過》

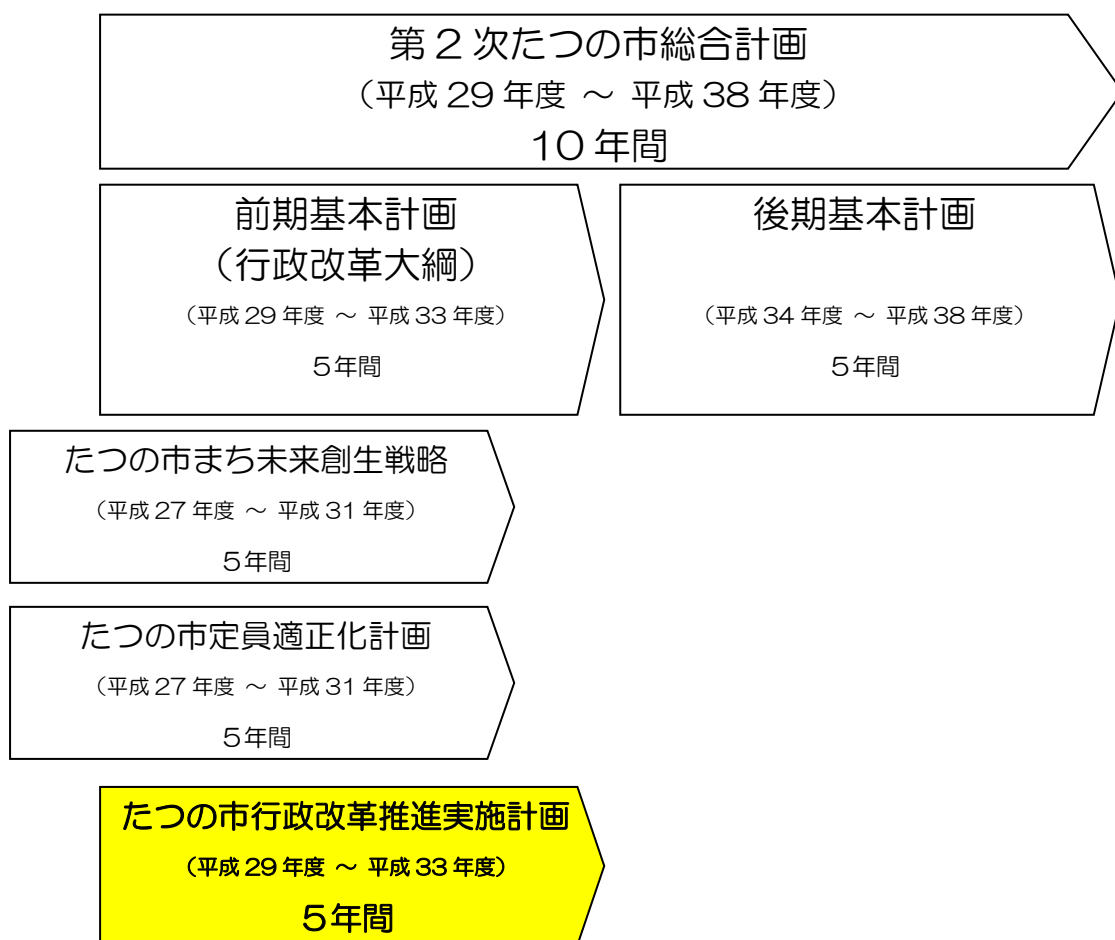
平成 17 年 10 月	たつの市政スタート
平成 18 年	「たつの市職員定員適正化計画（平成 17 年 4 月 1～平成 27 年 4 月 1 日）」策定 指定管理者制度の導入開始 「たつの市行政改革大綱」策定 「たつの市行政改革実施計画（集中改革プラン）」策定
平成 19 年	「第 1 次たつの市総合計画」策定
平成 20 年	「行政改革加速アクションプログラム」策定
平成 21 年	「たつの市外郭団体等に関する行政改革プラン」策定
平成 22 年	「第 2 次たつの市職員定員適正化計画」を策定 「市民の市政診断」実施（たつの市版事業仕分け平成 25 年度まで） 「まちづくり改革プラン（行政改革大綱見直し編）」策定 「行政改革・実施計画（加速アクションプログラム）見直し編」策定
平成 23 年	「自立のまちづくり事業」開始
平成 24 年	「まちづくり改革プラン実施計画（平成 25～28 年度）」策定
平成 25 年	公共建築物ストックマネジメント計画着手 たつの市みつ町観光開発株式会社 解散 「たつの市外郭団体に関する行政改革プラン（改定）」策定
平成 26 年	国民宿舎 3 荘の抜本改革断行 養護老人ホームたつの荘を民間へ売却
平成 27 年	「たつの市公共建築物再編基本方針」策定 「たつの市職員定員適正化計画（平成 27 年 4 月 1～平成 32 年 4 月 1 日）」策定 国民宿舎 3 荘の運営移行 国民宿舎赤とんぼ荘及び志んぐ荘 2 荘一体による指定管理方式 国民宿舎新舞子荘を民間へ売却 認定こども園 3 園（西栗栖・新宮・揖西中こども園）開設 たつの市土地開発公社 解散 「たつの市まち未来創生戦略」策定 「たつの市人口ビジョン」策定
平成 28 年	「たつの市公共建築物再編基本方針（改定版）」策定 「たつの市公共建築物再編実施計画」策定 「たつの市幼稚園・保育所再編計画」策定 「たつの市まち未来創生戦略アクションプラン」策定
平成 29 年	「第 2 次たつの市総合計画」策定 （行政改革大綱を基本計画の施策として位置づけ） 「たつの市公共施設等総合管理計画」策定

取組期間

取組期間は、第2次たつの市総合計画の基本計画と整合し、平成33年度までの5年間とします。

ただし、社会経済情勢の変化等に応じて、必要な時点で見直すものとします。

また、推進に当たっては、市長を本部長とする「たつの市行財政改革推進本部」において進行管理を行うとともに、市民参画の「たつの市行財政改革推進委員会」の意見や助言をいただきます。なお、その状況は、市ホームページ等を通じて公表します。



行政改革重点施策内容～第2次たつの市総合計画前期基本計画から～

次に掲げる10の施策内容をもって、基本計画に掲げた分野別施策推進と行財政改革の双方の整合性を図りながら、持続可能な自治体経営を着実に推進し、市民の期待に最大限応えるための効率的・効果的な組織として市役所を機能強化します。

1. 情報公開の推進

- 公正で開かれた市政を展開するため、行政情報を適切に管理し、個人の権利や利益の保護に配慮しつつ、市政情報を公開するなど、情報公開制度の充実と適切な運用に努めます。

2. 時代に即した効率的な自治体経営

- 各種施策や事務事業について、PDCAサイクルの考えに基づき、事務事業の必要性、効率性、有効性を行政評価（施策評価及び事務事業評価）により判断し、時代に的確に対応できる質の高い行政経営を推進します。

3. 行政の責任領域の見直しによる効率的な行財政運営の推進

- 地域資源や民間活力を活用し、地域や民間に任すべきことは任すことを基本に、より適切な担い手による行政サービスの実施を推進します。
- 既に民間活力を導入している行政サービスについて、より効果的な手法を検討します。

4. 中長期的ビジョンによる健全な財政運営の推進

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断比率を分かりやすく公表し、市民の理解と信頼性を確保します。
- 地方公会計を整備し、資産・債務の適切な管理を推進します。
- 未利用財産は、個別の利活用方針を定め、貸付けや売却処分等による有効活用を進めます。
- 市税、保険料等の公平・公正な課税とともに、収納率向上及び使用料、負担金等受益者への適正負担等の歳入確保に努めます。

5. 市民ニーズに的確に対応した機能本位の組織づくり

- 刻々と移り変わる行政課題及び市民ニーズへの対応や市の重要施策の実現に当たり、適切な対応と迅速な意思決定、行政サービスの質的向上の観点から簡素で効率的・効果的な組織機構になるよう見直していきます。
- 職員適正化計画に基づき、業務量に見合う必要人数を確保するとともに、少数精鋭の組織体制を確立し、行政サービスの質的向上に努めていきます。また、類似団体との比較等検証を行いつつ、業務量に応じた職員配置、組織の新陳代謝、将来の組織を支える人材の計画的採用及び適材適所の人員配置の観点から計画的かつ適正な定員管理を行います。

6. 市民からの期待に応えることのできる人材の育成

- 人材育成基本方針に基づき、資質向上や職務意欲の高揚を図るため、カフェテリア型研修、専門研修、階層別研修、派遣研修等の多様な研修機会を提供し、職員としての使命と責任を自覚し情熱を持って業務に取り組むことのできる職員の育成に努めます。また、再任用制度を運用することにより、これまで培ってきた経験や能力の積極的な活用を図ります。

7. 公共施設の適正管理

- 公共建築物については、施設の統廃合や複合化を推進し、人口規模にあった施設保有量の維持と市民ニーズにあった施設の有効的な活用を図ります。
- インフラについては、施設の維持と安全性の確保のため、施設の長寿命化等を図ります。
- 公共施設の整備や維持管理を計画的に効率よく行い、健全で持続可能な施設運営を推進します。

8. ICTの利活用

- 進化するICTを様々な分野で活用し、行政サービスの利便性の向上と地域の活性化を図ります。
- 防災・教育・医療・福祉・観光・コミュニティなど、市民のだれもがICTの恩恵を享受できる環境の整備に努めます。
- 行政情報のオープンデータ化に関する取組を推進します。
- 地域活動に関わる様々なビッグデータを市の施策の立案のために積極的に活用し、更に新たな産業の創出に資するため、民間事業者への非識別加工情報の提供を検討します。

9. 電子自治体の推進

- 更なる行政サービスのオンライン化を推進し、市民の利便性の向上と事務の効率化を図るとともに、市政事務の電子化を拡大し、省力化・迅速化を進めます。
- GIS（地理情報システム）を活用し、防災・福祉・観光など、市民にとってより付加価値を持った事業展開を図ります。

10. 最先端のICT活用

- クラウド化の推進など最先端のICTを活用した電子自治体を目指します。

取組項目の体系

総合計画 前期基本計画 施策	施策内容	No.	具体的取組項目	個別取組事業	前 計 画 No.	担当課
施策43 市民参加の まちづくり	1. 情報公開の推進	1	情報公開の推進	情報公開の推進	62	情報推進課
施策46 行政改革の 推進	2. 時代に即した効率的 な自治体経営	2	行政評価による持続 可能な自治体	施策評価 事務事業評価	26	企画課 財政課
		3	健全な財政運営	経常的経費の抑制	31	財政課
	3. 行政の責任領域の見 直しによる効率的な 行財政運営の推進	4	指定管理者制度の推 進	指定管理者制度の推進 モニタリングの実施	3	契約課 施設所管課
	4. 中長期的ビジョンに よる健全な財政運営 の推進	5	収納率の向上	滞納整理事務効率化の推進 収納率の向上 債権管理条例の制定化	44 45 48 49 50 51 52 53	市税課 納税課 財政課 人権推進課 高年福祉課 幼児教育課 都市計画課 下水道課 前処理場対策課 上水道課
		6	扶助費・給付金等の 見直し	障害者福祉金の見直し検討 敬老祝金の見直し検討 高齢者タクシー事業の見直し検 討	34	地域福祉課 高年福祉課
		7	前処理場事業の処理 経費の削減	前処理場事業の維持管理経費 の削減	39	前処理場対策課
		8	病院事業の健全経営	病院改革プランの推進	40	市民病院
		9	水道事業の健全経営	安定供給に向けた体制づくり 水道事業の広域化の検討	41	上水道課
		10	国民宿舎の健全経営	経営状況の確認 経営戦略の策定	42	商工振興課
		5. 市民ニーズに的確に 対応した機能本位の 組織づくり 6. 市民からの期待に応 えることのできる人 材の育成	11	職員の適正配置によ る機能本位の組織づ くり	職員数の適正管理 職員のスキルアップ	54 55 56 58
施策48 公共施設の適 正管理と整備	7. 公共施設の適正管理	12	公共施設の適正管理	公共建築物再編実施計画の進 捗管理	27	契約課
施策49 情報化の推進	8. I C Tの利活用 9. 電子自治体の推進 10. 最先端の I C T活用	13	時代に即した電子自 治体の推進	電子自治体の推進 市民サービスの向上	61 63 64 65	情報推進課 関係課

推進体制

行政改革を着実に推進するため、たつの市経営戦略会議と行財政改革推進本部において進行管理を行い、計画の実効性を確保します。また、推進本部の下に、行政改革推進フォローアップ委員会を組織し、取組内容の検討や更なる調査研究に努めます。

さらに、各種団体の推薦による学識経験者や公募委員で構成するたつの市行財政改革推進委員会において、取組報告を行うとともに、様々な意見を聴取し、計画に反映させます。

